年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認千葉地方第三者委員会分

| 1 | 今回の | あっ | ナム | 楽 | の概要 | 歹 |
|---|-----|----|----|---|-----|---|
| | | | | | | |

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4件

厚生年金関係 4件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの

7 件

厚生年金関係 7件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和26年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務 を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和2年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年10月1日から同年11月1日まで 私は、昭和25年11月1日にA社に入社し、62年3月31日に退職す るまで継続して同社に勤務していた。このうち、26年10月1日から同 年11月1日までの期間について厚生年金保険の加入記録が無いので、 調査して厚生年金保険の加入記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社C工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同社C 工場は昭和26年11月1日付けで厚生年金保険の適用事業所となっており、 申立人は同日に同社C工場において厚生年金保険の被保険者資格を取得し たことが確認できる。

しかし、A社B工場及び同社C工場に係る被保険者名簿によると、同社B工場において昭和26年10月1日に被保険者資格を喪失し、同社C工場において同年11月1日に被保険者資格を取得した元同僚が6人確認できるところ、このうち、連絡先の判明した元同僚は、「私も申立人も、申立期間は継続してC工場で勤務し、仕事の内容に変更は無く、一緒に働いていた。また、申立期間の給与も遅滞なく支払われており、厚生年金保険料は控除されていたと思う。」と供述している。

また、A社C工場において同年 11 月 1 日に被保険者資格を取得した元同僚は、「私は、申立期間はC工場で臨時従業員であったが、申立人と一

緒に働いていた。仕事の内容は申立期間もその後も変更は無かった。」と 供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、A社に継続して勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

なお、異動日については、A社C工場が適用事業所となるまでは、同社 B工場における被保険者資格が継続していたと考えられることから、昭和 26年11月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和 26 年9月の社会保険事務所(当時)の記録から、5,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所(当時)に届け出た標準報酬月額は、申立人が 主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報 酬月額の記録を20万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和39年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年5月26日から同年11月30日まで 私がA社に勤務していた期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は 20万円であるはずだが、9万2,000円と記録されている。申立期間当 時、給与が下げられたという事実は無く納得できないので、調査してほ しい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人の申立期間の標準報酬月額は、当初平成8年5月から同年10月までは申立人が主張する20万円と記録されていたところ、A社が休業を理由に厚生年金保険の適用事業所でなくなった日(8年11月30日)の後の同年12月6日付けで、同年5月26日の資格取得時及び同年10月1日の定時決定時の標準報酬月額20万円を取り消し、資格取得時に溯って9万2,000円に減額訂正していることが確認できる。

また、オンライン記録において、申立人のほかに平成8年12月6日付けで標準報酬月額を遡及訂正されている者が6人確認できる。

さらに、当該事業所の履歴事項全部証明書及び閉鎖登記簿の謄本により、 申立人は役員ではないことが確認できることから、申立人は当該標準報酬 月額の遡及訂正処理に関与していないと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、このような処理を行うべき合理的な理由は見当たらないことから、標準報酬月額の遡及訂正は有効なものとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、20万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成元年11月1日から2年5月19日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社)における資格取得日に係る記録を元年11月1日、資格喪失日に係る記録を2年5月19日に訂正し、当該期間に係る標準報酬月額を16万円とすることが必要である。なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和39年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年8月15日から2年5月19日まで 私は、平成元年8月にA社の当時のC(役職)の紹介で入社し、2 年5月まで勤務した。申立期間当時、健康保険被保険者証はD健康保険 組合のものを使用していた。健康保険加入期間証明書を提出するので、 申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたD健康保険組合の加入記録及びB社から提出された人事発令により、申立人が平成元年8月15日に社員として入社し、E (部門)に配属され、2年5月18日に依願退職していることが確認できることから、申立人は申立期間にA社に継続して勤務していたと認められる。

また、申立人と同じくC(役職)の紹介で入社し、申立人と同じE(部門)に配属され、D健康保険組合において加入記録のある元同僚から提出された給与明細書により、入社から3か月後の平成元年 11 月から2年3月まで厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていることが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成元年11月1日から2年5月19日までの

期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人に係るD健康保険組合の平成元年8月の記録から、16万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は資料が無く不明としているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所(当時)が当該届出を記録していないとは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る平成元年 11 月から2年4月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成元年8月15日から同年11月1日までの期間については、元同僚は、「C(役職)の紹介で入社した人の中には健康保険のみ加入し、その後、厚生年金保険に加入した人もいたと思う。」と供述しており、上記C(役職)からの紹介で入社し、給与明細書を所持していた元同僚が入社後3か月間は厚生年金保険料を控除されていないことを踏まえると、申立人についても同様の経緯があったと考えられる。

また、当該事業所は、「申立期間当時の関係資料は無い。」と回答していることから、当該期間に係る保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の当該期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を 事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を平成 15 年 7 月 25 日は 1 万 3,000円、16 年 7 月 8 日は 1 万 6,000円、17 年 7 月 20 日は 21 万 8,000円、18年 7 月 20 日は 22 万 2,000円、19年 7 月 25 日は 22 万 9,000円、20年 7 月 25 日は 24 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料 を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和43年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月25日

: ② 平成16年7月8日

: ③ 平成17年7月20日

: ④ 平成 18 年 7 月 20 日

: ⑤ 平成19年7月25日

: ⑥ 平成20年7月25日

私は、A社から平成15年7月25日、16年7月8日、17年7月20日、18年7月20日、18年7月20日、19年7月25日、20年7月25日に賞与の支給を受け、厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、年金事務所で自分の厚生年金保険の標準賞与額を確認したところ、記録が欠落しているので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立期間に係る賞与集計表により、申立人は、申立 期間において、A社から賞与が支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料 を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律 に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が 行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立 人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これ らの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人に係る申立期間の標準賞与額については、賞与集計表により、平成 15 年 7 月 25 日は 1 万 3,000 円、16 年 7 月 8 日は 1 万 6,000 円、17 年 7 月 20 日は 21 万 8,000 円、18 年 7 月 20 日は 22 万 2,000 円、19 年 7 月 25 日は 22 万 9,000 円、20 年 7 月 25 日は 24 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所(当時)に提出しておらず、保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和12年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年5月から35年3月頃まで

私は、A事業所(現在は、B事業所)に昭和32年5月から35年3月頃まで勤務し、C(職種)をしていたが、この期間の厚生年金保険の加入記録が無いので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が氏名を挙げた元同僚は、「私がA事業所に入った昭和 33 年2 月頃には申立人は既にいたが、勤務期間は分からない。」と供述している ことから、申立人は、勤務期間は特定できないものの、当該事業所に勤務 していたことは推認できる。

しかし、B事業所は、「申立人に関する人事記録が無いので、申立人が A事業所にどのような身分で勤務していたかは不明である。」と回答して いる。

また、申立人が氏名を挙げた元上司3人は姓のみで、かつ、生年月日が不明であるため、B事業所及び監督官庁であるD省E局は、「該当者を特定できず、不明である。」と回答していることから、申立人の申立期間における雇用実態について確認できない。

さらに、D省E局から、申立期間当時、A事業所で職員採用に関わった F (役職)及びG(役職)の氏名について情報提供があったところ、これらの者は既に死亡している又は所在が不明のため、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できない。

加えて、申立人は、「最初は臨時雇用であったが、H (職種)にしてくれるとのことだった。」と供述しているが、I (団体)は、「申立人に係る団体員としての記録は見当たらない。」と回答している上、A事業所の

健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和32年6月1日から適用事業所でなくなった37年4月1日までの期間について、同被保険者名簿に記載された被保険者(臨時職員)は全員で70人確認できるところ、1回目の被保険者資格期間は全員がおおむね1年以内で、再度被保険者資格を取得している者が19人確認できるが、申立期間に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を 事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 26 年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年から49年まで

私は、昭和46年から49年まで、A県B市に所在するC社D工場において、正社員又はアルバイト・パートとして勤務していたので、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C社の現在の事業主及び申立人が氏名を挙げた元同僚の供述内容から判断すると、勤務期間は特定できないものの、申立人が同社D工場に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人は、「正社員であったか、アルバイト・パートであったか記憶に無い。」と供述しているところ、現在の事業主は、「申立期間の社員名簿及び賃金台帳が無いので、申立人が社員であったか、パートであったかは不明である。」と回答していることから、申立人の申立期間における雇用形態及び厚生年金保険の加入状況について確認できない。

また、現在の事業主は、当時の状況を知る者から聴取した結果として、申立期間当時のパートの厚生年金保険の取扱いは、希望者は加入させていたが、希望しない者は加入させていなかった旨を供述しているところ、C社D工場で勤務していた複数の元同僚は、「当時、D工場には正社員とパートが混在し、正社員は厚生年金保険に加入していたが、パートは加入していなかった。」と供述している上、他の複数の元同僚は、「パートとして入社し、社員になってから厚生年金保険に加入させてもらった。」と供述している。

さらに、申立期間当時、C社D工場に勤務し、厚生年金保険の被保険者 記録のある6人のうち、運転手を除く5人には雇用保険の加入記録が確認 できるが、申立人には雇用保険の加入記録が無い。

以上の調査結果から、当該事業所では、C社D工場で勤務する正社員及 び加入を希望したパートについては、厚生年金保険、健康保険及び雇用保 険に加入させていたことがうかがえる。

加えて、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和6年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年5月1日から37年7月1日まで

私は、昭和31年5月1日にA社に入社し、37年7月1日に資格を喪失するまでの期間、同社に勤務していた。当該期間の厚生年金保険の被保険者記録によると、脱退手当金を受給していることになっているが、同社を退職後、B区に所在したC(学校)への入学準備に忙しく、請求手続をする余裕は無く、脱退手当金を受給した記憶は無いので、厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者資格 喪失日から約2か月後の昭和37年9月14日に支給決定されているととも に、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人欄には、脱退 手当金の支給を意味する「脱」の表示が記載されているなど、一連の事務 処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人がA社における厚生年金保険の被保険者資格を昭和 37 年 7月1日に喪失した後に加入している国民年金については、申立人は国民年金の加入手続は申立人の母が行い、国民年金保険料も納付してくれていたと供述している上、申立人の国民年金手帳記号番号は、その払出簿により、43 年1月 18 日にD市に払い出された手帳記号番号の一つであることが確認できることから、申立人はA社を退職後、年金を継続しようとする意思があったとは考え難い。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退 手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 4452 (事案 1896 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和11年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月4日から45年4月4日まで 私は、前回の申立ては認められないとする通知を受けたが、正社員と してA社に勤務していたにもかかわらず、昭和43年4月4日から45年 4月4日までの厚生年金保険の被保険者記録が認められない結果に納得 できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i)元同僚の厚生年金保険の被保険者記録等から、当該事業所では、従業員を入社後すぐに厚生年金保険に加入させる取扱いではなく、相当期間経過後加入させる取扱いであったことがうかがえること、ii)申立人の元上司は、「申立人の氏名は記憶しているが勤務期間は特定できない。」と供述している上、当時の経理担当者は死亡しており、申立人の申立期間当時の状況を確認することができないことなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成22年6月9日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てにおいて、申立人は「正社員としてA社に勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の加入記録を認めないとする委員会の結果に納得できない。」と主張しているのみで、新たな資料の提出は無い。

また、当該事業所が加入しているB厚生年金基金は、申立期間当時、資格取得に係る届出様式は複写式であったと回答しているところ、当該基金の記録を管理する企業年金連合会から提出された申立人に係る加入員台帳における加入期間はオンライン記録と一致する。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、 申立期間に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。 なお、申立人は、雇用保険の加入記録により、昭和 43 年4月4日に資格取得し、45 年3月6日に離職していることから、申立期間のうち、43 年4月4日から 45 年3月6日までの期間について、当該事業所に勤務していたことは推認できるが、申立人と同じく同年4月4日に厚生年金保険被保険者資格を取得した元同僚4名のうち、2名に雇用保険の加入記録が確認できるものの、いずれにおいても厚生年金保険と雇用保険の加入期間が符合しない。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、 当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、 申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を 事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成2年8月16日から同年10月16日までの期間、同年10月16日から3年5月1日までの期間、同年5月1日から同年9月5日までの期間及び同年9月5日から4年2月28日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間のうち、平成4年2月28日から同年3月31日までの期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和8年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年8月16日から同年10月16日まで

- ② 平成2年10月16日から3年5月1日まで
- ③ 平成3年5月1日から同年9月5日まで
- ④ 平成3年9月5日から4年2月28日まで
- ⑤ 平成4年2月28日から同年3月31日まで

私は、申立期間にA社、B社及びC社に勤務したが、全て同族会社で、最初に入社したA社では月額給与 40 万円が支給され、その後は継続して月額給与 45 万円だったので、調査の上、厚生年金保険被保険者記録を訂正してほしい。また、C社については、平成4年3月末日まで勤務したと思うので、被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は、A社に勤務していた頃は、月額給 与が 40 万円支給されたと主張しているが、当該事業所で社会保険事務 を担当していた元同僚は、「申立期間当時の男性の基本給は 26 万円で、 申立人は、D(役職)かE(役職)だったと記憶しているので、給与は 26 万円から 28 万円だと思う。」と供述している。

また、オンライン記録において、申立人の当該事業所における申立期

間①の標準報酬月額は28万円と記録されているところ、申立人の標準報酬月額が遡及訂正された形跡は無い。

さらに、申立人が氏名を挙げた元同僚及び申立人と被保険者資格の取得日が近い同年代の元同僚男性6名の標準報酬月額と比較しても、申立人の標準報酬月額だけが不自然に低額であるという事情はうかがえない。加えて、当該事業所は、平成4年1月16日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、元事業主は申立期間①当時の賃金台帳、源泉徴収簿等は無い旨を回答しており、申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立期間①において、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②については、申立人は、B社に勤務していた頃は、月額給 与が 45 万円支給されたと主張しているが、当該事業所において、申立 人と被保険者資格の取得日が近い同年代の元同僚男性3名に照会したと ころ、回答のあった2名のうちの1名は、「自分の記憶している手取額 と標準報酬月額に大きな相違は無い。」と供述している。

また、オンライン記録において、申立人の当該事業所における申立期間②の標準報酬月額は 28 万円と記録されているところ、申立人の標準報酬月額が遡及訂正された形跡は無い。

さらに、当該事業所は、平成4年2月1日に適用事業所でなくなっている上、申立期間当時の事業主は既に死亡しており、申立期間②当時の賃金台帳、源泉徴収簿等の所在は不明であることから、申立期間②における保険料の控除について確認できない。

このほか、申立期間②において、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

3 申立期間③については、申立人は、A社に勤務していた頃は、月額給 与が 45 万円支給されたと主張しているが、当該事業所で社会保険事務 を担当していた元同僚は、「申立期間当時の男性の基本給は 26 万円で、 申立人は、D(役職)かE(役職)だったと記憶しているので、給与は 26 万円から 28 万円だと思う。」と供述している。

また、オンライン記録において、申立人の当該事業所における申立期間③の標準報酬月額は 28 万円と記録されているところ、申立人の標準報酬月額が遡及訂正された形跡は無い。

さらに、申立人が氏名を挙げた元同僚及び申立人と被保険者資格の取

得日が近い同年代の元同僚男性4名の標準報酬月額と比較しても、申立人の標準報酬月額だけが不自然に低額であるという事情はうかがえない。加えて、当該事業所は、平成4年1月16日に適用事業所でなくなっている上、元事業主は申立期間③当時の賃金台帳、源泉徴収簿等は無い旨を回答しており、申立期間③における保険料の控除について確認できない。

このほか、申立期間③において、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

4 申立期間④については、申立人は、C社に勤務していた頃は、月額給 与が 45 万円支給されたと主張しているが、申立人が氏名を挙げた元同 僚及び申立人と被保険者資格の取得日が近い同年代の元同僚男性は、 「自分の記憶している手取額と標準報酬月額に大きな相違は無い。」と 供述している。

また、オンライン記録において、申立人の当該事業所における申立期間④の標準報酬月額は 28 万円と記録されているところ、申立人の標準報酬月額が遡及訂正された形跡は無い。

さらに、当該事業所は、平成7年 11 月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、元事業主は申立期間④当時の賃金台帳、源泉徴収簿等の所在は不明である旨を回答しており、申立期間④における保険料の控除について確認できない。

このほか、申立期間④において、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

5 申立期間⑤については、申立人に係る雇用保険の加入記録において、 申立人のC社における資格取得日は平成3年9月5日、離職日は4年3 月30日と記録されている。

しかし、オンライン記録により、申立人の健康保険被保険者証が平成4年3月7日に資格喪失届に添付されて回収されていることが確認できるところ、当該事業所で申立期間当時、社会保険の事務を担当した元同僚は、「厚生年金保険の適用事業所でなくなった時点(4年2月28日)で、社会保険事務所(当時)から健康保険被保険者証は回収するよう指示されたので、申立人の健康保険被保険者証は回収した。」と供述している。

また、オンライン記録により、申立人は、平成4年2月28日に国民 年金の被保険者資格を取得し、同年4月及び同年5月の国民年金保険料 を同年6月8日に納付し、同年2月及び同年3月の国民年金保険料は同年6月23日に過年度納付していることが確認できる。

さらに、当該事業所の元事業主は、申立期間⑤当時の賃金台帳、源泉 徴収簿等の所在は不明である旨の回答をしていることから、厚生年金保 険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間⑤における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

6 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が申立期間①、②、③及び④について、その主張する標準報酬月 額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認 めることはできない。

また、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間⑤に係る厚生 年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはでき ない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和5年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年1月31日から同年5月1日まで 私は、A区Bに所在したC(業種)のD社を昭和42年1月末日に退職して、間を置かずに友人の紹介により、E(役職)としてF区Gに所在したH事業所に就職し、同年4月末日まで勤務した。申立期間当時、厚生年金保険料を納付した記憶があるので、厚生年金保険被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、H事業所は、昭和 40 年8月1日に厚生年金保険の適用事業所となり、42 年2月 28 日に適用事業所でなくなっていることが確認でき、申立期間のうち、同日以降は適用事業所でなくなった後の期間である。

また、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、厚生年金保険の適用事業所でなくなった昭和42年2月28日に被保険者資格を喪失している12人を抽出し調査した結果、5人から回答があったが、いずれも申立人を覚えておらず、申立人の勤務実態について確認できない上、同被保険者名簿において、申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

さらに、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、事業主の所在も不明であり、賃金台帳等の関係資料の所在は不明であることから、申立人の厚生年金保険料の控除について確認できない。

加えて、申立人は、特殊台帳の記録により、昭和 42 年1月から同年3 月までの国民年金保険料を 44 年 (月日判読不能) に過年度納付し、42 年 4月分以降は現年度納付していることが確認できる。 このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和11年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年4月から35年10月まで

私は、昭和30年4月から35年10月までA市内にあったB事業所に 住み込みで勤務していた。年金記録を確認したところ、勤務していた期間が厚生年金保険の被保険者となっていない。調査の上、申立期間を被 保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和30年4月から35年10月までA市所在のB事業所に 勤務し、厚生年金保険に加入していたと思う。」と主張している。

しかし、オンライン記録において、A市所在のB事業所は、厚生年金保険の適用事業所として確認することができない上、申立人は、事業主及び元同僚の氏名を記憶していないことから、事業主等へ聞き取り調査を行うことができず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、適用事業所名簿において、所在地がA市で名称の類似する事業所として、C社及びD事業所があるが、D事業所は、健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、昭和19年6月1日に厚生年金保険の適用事業所となり21年7月に適用事業所でなくなっていること、及びC社は、オンライン記録により、38年6月1日に適用事業所となり60年2月28日に適用事業所でなくなっていることが確認できることから、いずれの事業所も申立期間は厚生年金保険の適用事業所ではない。

さらに、C社の被保険者名簿において、厚生年金保険の資格を有している7名のうち、所在が判明した4名(全員が事業主の親族)を調査した結果、申立人を記憶している者はおらず、そのうちの3名は、「C社は、昭

和 38 年に会社組織にして厚生年金保険に加入した。それ以前は厚生年金保険に加入していなかった。」と供述している。また、上記4名のうち2名は、「D事業所は、C社の分家筋にあたるが、関係者の所在は分からない。」と供述している上、D事業所の被保険者名簿に記載されている3名の所在は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。